第27回南極条約協議国会議について

(1)概要

第 27 回南極条約協議国会議では、日本等の協議国 28 ヶ国 (註 1)を含む条約締約国の他、オブザーバーとして、関連組織・団体等が参加しました。日本からは、環境省、外務省、水産庁及び国立極地研究所が出席しました。

以下、第 27 回協議国会議における重要な動きと、南極地域の環境保護に関する主な議論 を紹介します。

(2)南極条約事務局長の決定・事務局の暫定的運営の開始

これまで、南極条約には事務局がありませんでしたが、条約及び議定書に関する会議の 運営や、協議国間の情報交換の促進等を目的に、アルゼンチンのブレノスアイレスに事務 局を設置することが、第 24 回の協議国会議で決まりました。今回の会議では、事務局長と してオランダのフーバー氏が選出され、本年 9 月から暫定的に運営が開始されることにな りました。我が国は、本年度から負担金 (約 47,000 ドル)を拠出し、事務局を支援するこ ととしています。

(3)議定書の環境損害責任附属書の議論が進展

議定書第 16 条では、南極地域で実施される活動から環境に対する損害が発生した場合の 責任に関する規則や手続を定める附属書を作成することとされています。これに基づき、 1993 年より話合う分科会が設けられ、当該附属書の枠組みと内容について議論が重ねられ てきました。

今回は、環境損害が発生した場合の回復措置を行った者に対する費用の支払いに関する 責任及びその手続を附属書の枠組みとするという協議国間での共通認識のもと、議論が進 められました。具体的には、分科会議長の提出した附属書条文案を元に、環境損害の定義 や、環境損害を生じさせた事業者の賠償方法、環境損害を回復した事業者の求償方法、ま た、環境保護基金の在り方や保険制度等について、建設的な議論が行われました。

10年来続いてきた議論は、ここに来て収束の方向に向かいつつあり、当該附属書の採択が現実味を帯びてきました。日本としては、採択の時期を念頭に置き、これに対応した国内の体制や法制度の整備を検討する必要があります。

(4)環境保護委員会での議論

環境保護委員会は、議定書第 11 条に基づき、南極地域の環境保護に関する課題を検討する場で、協議国会議と並行して開催されます。今回、同委員会では、南極特別保護地区及び南極史跡記念物の改廃、環境影響評価書の審査等について議論されました。

南極特別保護地区、南極史跡記念物の指定について

南極特別保護地区制度は、南極地域内における環境上、科学上、歴史上の価値を有する場所を南極特別保護地区に指定し、地区ごとに管理計画を策定し、これを保護するものです。今回の委員会では、南極特別保護地区が1件追加され、4つの南極特別保護地区の管

理計画が改定されました。また、南極史跡記念物は、南極地域内の歴史上の価値を有する場所を指定するものですが、今回は2カ所の史跡の追加等が決まりました。なお、この決定を国内的に担保するため、環境省では南極環境保護法施行規則の改正を8月に行いました。

南極地域における環境アセスメントの審査

南極地域で、環境に対して大きな負荷が係ることが予想される活動を行う際には、議定 書附属書 第3条にもとづき、事前に環境アセスメントを行い、その結果を本委員会で審 査する必要があります。今回の委員会では、ノルウェーのトロール基地の改築や、チェコ 共和国の観測基地の新設に関する環境影響評価書の検討がなされ結果、いずれも一部再検 討した上で、来年度再提出されることになりました。

(5)観光及び非政府活動に関する分科会

南極地域においては、観光活動や冒険旅行といった非政府活動も盛んに行われています。例えば、2003 年~04 年にかけては、世界から年間約 19,772 人(うち、日本人は、679 人)が南極地域に観光で訪れました(註2)。そのため、近年の協議国会議では、これらの活動に係る環境影響への対応を含む、南極地域における観光の在り方や規制の手法について、活発な議論がなされています。

今回の会議では、南極地域における観光及び非政府活動の適切、かつ安全な遂行を確保するために、各国政府が、南極で活動を行う自国の事業者に対して、不測事態時の対応計画の策定と、保険措置を行うよう求めることが決定されました。今後、今回の会議で決まった事項を我が国においても適用するための検討が必要となっています。

(6)終わりに

協議国会議で議論されている大きな課題の1つは、南極地域における科学観測活動や観光活動等の活発化に対し、いかにして、環境への影響を最小限に抑えて、人類共通の財産である南極地域の環境を保護するか、ということなのです。

みなさんにもこの点をご理解頂き、例えば、南極地域に観光等で行く際には、南極環境 保護法に基づく手続きする(手続きについては、<u>南極観光・訪問する方の手続き</u>参照)等、 南極地域の環境の保護についてご協力をお願いします。

- 註 1 …条約協議国は、南極条約締約国のうち、南極地域における基地を設けるなど実質的 な科学的研究活動を実施している国のこと。今回の会議で、ウクライナが協議国に 加入したため、合計 28 ヶ国となった。なお、2004 年現在、条約締約国は、45 ヶ国 である。
- 註 2 …世界の観光旅行者数は、IAATO (国際南極旅行業協会)ホームページより。URL は、http://www.iaato.org/。日本人の数は、環境保全対策課資料より。